鳥栖市空き家・空き地バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における空き家及び空き地の物件(以下「物件」という。)について広く情報を発信することにより、空き家及び空き地の流通及び利活用を促進し、管理不全となる空き家及び空き地の抑制及び定住の促進を図るために実施する空き家・空き地バンクの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 空き家 市内に存在する建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の 使用がなされていないことが常態であり (近く居住又は利用をしなくなる予定のもの を含む。)、居住することが可能であると市長が認めるものをいう。
 - (2) 空き地 市内に存在する土地であって、現に使用されていないと市長が認めるものをいう。
 - (3) 所有者等 空き家及び空き地に係る所有権その他これに準ずる権利により、当該空き家及び空き地の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
 - (4) 空き家・空き地バンク 空き家及び空き地の売却又は賃貸を希望する所有者等から 申込みを受けた情報を登録し、当該情報を提供する国土交通省が運営しているシステ ムをいう。

(物件の登録の申込み等)

- 第3条 空き家・空き地バンクに物件を登録しようとする所有者等(以下「物件登録申込者」という。)は、空き家・空き地バンク物件登録申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 物件登録申込者は、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対する資金等の提供、便宜の供与その他直接的又は積極的な暴力団の維持運営への協力又は関与を行う者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - (8) 前各号に掲げる者が、経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

- 3 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、空き家・空き地バンク物件登録台帳(様式第2号)及び空き家・空き地バンクに物件を登録するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により登録をしたとき又は適当と認められなかったときは、空き家・空き地バンク物件登録(未登録)通知書(様式第3号)により、物件登録申込者に通知するものとする。

(物件の登録内容の変更)

- 第4条 前条第3項の規定により空き家・空き地バンク物件登録台帳及び空き家・空き地バンクに物件を登録された者(以下「物件登録者」という。)は、登録内容に変更があったとき又は売買契約等の締結により買受人若しくは賃借人が決まったときは、空き家・空き地バンク登録物件変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。(登録物件の抹消)
- 第5条 市長は、第3条第3項の規定により登録した物件について、次の各号のいずれか に該当するときは、当該物件の登録を抹消するものとする。
 - (1) 物件登録者から登録抹消の届出があったとき。
 - (2) 空き家又は空き地でなくなったとき。
 - (3) 登録内容に虚偽があったとき。
 - (4) 所有者等に異動があったとき。
 - (5) 登録をした日の属する年度の翌年度の3月31日を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。
- 2 前項第1号の登録抹消の届出は、空き家・空き地バンク登録物件抹消届(様式第5号)によるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により物件の登録を抹消したときは、空き家・空き地バンク登録物件抹消通知書(様式第6号)により物件登録者に通知するものとする。

(利用希望者の登録の申込み等)

- 第6条 空き家バンク・空き地バンクの利用により、物件の購入又は賃借を希望する者 (以下「利用希望者」という。)は、空き家・空き地バンク利用希望者登録申込書(様 式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 2 第3条第2項の規定は、前項の利用希望者について準用する。この場合において、同項中「物件登録申込者」とあるのは「利用希望者」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当 と認めたときは、空き家・空き地バンク利用希望者登録台帳(様式第8号)に登録する ものとする。
- 4 市長は、前項の規定により登録をしたとき又は適当と認められなかったときは、空き家・空き地バンク利用希望者登録(未登録)通知書(様式第9号)により利用希望者に通知するものとする。

(利用希望者の登録内容の変更)

第7条 前条第3項の規定により、空き家・空き地バンク利用希望者登録台帳に登録された者は、登録内容に変更があったときは、空き家・空き地バンク利用希望者登録変更届 (様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(利用希望者登録の抹消)

- 第8条 市長は、第6条第3項の規定により登録した利用希望者について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用希望者の登録を抹消するものとする。
 - (1) 利用希望者から登録抹消の届出があったとき。
 - (2) 登録内容に虚偽があったとき。
 - (3) 登録をした日の属する年度の翌年度の3月31日を経過したとき。
- 2 前項第1号の登録抹消の届出は、空き家・空き地バンク利用希望者登録抹消届(様式 第11号)によるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により利用希望者の登録を抹消したときは、空き家・空き地バンク利用希望者登録抹消通知書(様式第12号)により利用希望者に通知するものとする。

(情報の発信)

- 第9条 市長は、第3条第3項の規定により登録した物件に関する情報は、住所、氏名、 権利関係、電話番号等の個人情報を除き、空き家・空き地バンク、市のホームページ等 により公開するものとする。
- 2 市長は、第6条第3項の規定により登録した利用希望者に関する情報は、利用希望者 の希望に応じて、住所、氏名、権利関係、電話番号等の個人情報を除き、市のホームペ ージ等に掲載し、広く周知するものとする。

(情報の提供)

第10条 市長は、第3条第3項の規定により物件の登録をしたときは物件の情報を該当する利用希望者及び仲介業者等に対して、第6条第3項の規定により利用希望者の登録をしたときは利用希望者の情報を該当する物件登録者に対して、それぞれ情報の提供を行うものとする。

(連携及び協力)

第11条 市長は、空き家・空き地バンクの利用に当たっては、空き家及び空き地対策に 関する協定を締結した団体と協力するものとする。

(仲介業者等の紹介)

- 第12条 市長は、空き家・空き地バンク事業の円滑な実施及び物件登録者の利便に資するよう、登録した空き家及び空き地に関する情報を公益社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会に提供し、仲介業者等の紹介を依頼するものとする。
- 2 公益社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会、仲介業

者等は、前項の規定により取得した個人情報の取扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。
- (2) 個人情報が流出し、又は滅失することのないよう適切に管理すること。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。
- (4) 個人情報の漏えい、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。
- 3 市長は、公益社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会 に対し、第1項の結果について報告を求めるものとする。

(仲介行為等)

- 第13条 市長は、物件の売買及び賃貸借の仲介をする行為には、一切関与しない。
- 2 物件の売買及び賃貸借の交渉、契約等に関する疑義、紛争等は当事者間で解決するものとし、市長は、これらに一切関与しない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年9月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式により使用されている書類 は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。 鳥 栖 市 長 様

 申込者 住 所

 氏 名

 電 話 ()

空き家・空き地バンク物件登録申込書

鳥栖市空き家・空き地バンク実施要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり空き家・空き地バンクへ物件の登録を申し込みます。

また、公益社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び、公益社団法人全日本不動産協会に 空き家・空き地バンク登録申込書及び添付書類を提供することに同意します。

所在地	鳥栖市		
区 分	□ 空き家 □ 空き地		
目的	□ 売 却 □ 賃 貸 □ どちらでも可		
添付書類	□ 誓約書(別紙1)□ 物件調書(別紙2)		

鳥 栖 市 長 様

申込者 住 所

氏 名

電 話 ()

誓 約 書

私は空き家・空き地バンクへの登録の申し込みに当たり、下記の誓約事項に相違ないことを誓約します。

また、下記の誓約事項の確認のため必要な場合には、鳥栖警察署に照会することを 承諾し、この照会で確認された情報は、今後、私が鳥栖市と行う他の契約等における 身分確認に利用することに同意します。

記

【 誓約事項 】

- 1 私は、所有する物件の売却及び賃貸に関する契約等で紛争が生じた場合、責任をもって解決し、市に対して一切の損害を与えません。
- 2 私又は私の親族等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える 目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対する資金等の提供、便宜の供与その他直接的又は積極的な暴力団の維持運営への協力又は関与を行う者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - (8) 前各号に掲げる者が、経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

物 件 調 書

項目	内容				
所 在 地	鳥栖市				
目 的	□ 売 却 □ 賃 貸 □ どちらでも可				
希望価格	・ 売 却 (円)				
मा मा प्र	・ 賃 貸 (円/月)				
建築確認	□ 有(確認済証 : 年 月 日)				
在 采 唯 此	□ 無				
建築年	年 月 日				
建物の種類	□ 戸建て □ 長屋建て □ 店舗兼住宅 □ その他				
 構 造	□ 木 造 □ 鉄骨造 □ 鉄筋コンクリート造				
111 12	□ その他 ()				
空き家になった時期	年月				
空き家の状態	□ 居住可能 □ 若干の補修が必要				
1. C 3(>) () E	□ 大幅な補修が必要 □ 居住不可能				
解体又は補修が必要な場	□ 買い主負担 □ 売り主負担 □ その他				
合、補修費の負担					
土地・建物の	土 地 <u>m²</u>				
面積	建物 <u>1階 m² 2階 m²</u>				
間取り					
間取り	電 気 □ 引込済み □ その他				
間取り	電 気 □ 引込済み □ その他ガ ス □ 都市ガス □ プロパン				
室内設備等の	ガ ス □ 都市ガス □ プロパン				
	ガ ス □ 都市ガス □ プロパン 上水道 □ 上水道 □ その他				
室内設備等の	ガ ス □ 都市ガス □ プロパン				
室内設備等の	ガ ス □ 都市ガス □ プロパン 上水道 □ その他 下水道 □ 公共下水道 □ 浄化槽 トイレ □ 水洗 (洋式 ・ 和式) □ その他				
室内設備等の 状況	ガス □ 都市ガス □ プロパン 上水道 □ その他 下水道 □ 公共下水道 □ 浄化槽 トイレ □ 水洗 (洋式 ・ 和式) □ その他 風呂 □ ガス □ 電気 □ 灯油 □ その他				
室内設備等の 状況 室外設備等の	ガス □ 都市ガス □ プロパン 上水道 □ その他 下水道 □ 公共下水道 □ 浄化槽 トイレ □ 水洗(洋式 ・ 和式) □ その他 風呂 □ ガス □ 電気 □ 灯油 □ その他 その他				
室内設備等の 状況	ガス □ 都市ガス □ プロパン 上水道 □ その他 下水道 □ 公共下水道 □ 浄化槽 トイレ □ 水洗 (洋式 ・ 和式) □ その他 風 呂 □ ガス □ 電気 □ 灯油 □ その他 その他 日本の他 日本の他 駐車場 □ 有 (白) □ 無				
室内設備等の 状況 室外設備等の	ガス □ 都市ガス □ プロパン 上水道 □ 上水道 □ その他 下水道 □ 公共下水道 □ 浄化槽 トイレ □ 水洗 (洋式 ・ 和式) □ その他 風 呂 □ ガス □ 電気 □ 灯油 □ その他 その他 世事場 □ 有 (台) □ 無 □ 無 倉庫 □ 有 (㎡) □ 無 □ 無				
室内設備等の 状況 室外設備等の 状況	ガス □ 都市ガス □ プロパン 上水道 □ 上水道 □ その他 下水道 □ 公共下水道 □ 浄化槽 トイレ □ 水洗 (洋式 ・ 和式) □ その他 風 呂 □ ガス □ 電気 □ 灯油 □ その他 その他 巨 有 (台) □ 無 □ 無 倉 庫 □ 有 (㎡) □ 無 その他				
室内設備等の 状況 室外設備等の	ガス □ 都市ガス □ プロパン 上水道 □ との他 下水道 □ 公共下水道 □ 浄化槽 トイレ □ 水洗 (洋式 ・ 和式) □ その他 風 呂 □ ガス □ 電気 □ 灯油 □ その他 その他 □ 有 (台) □ 無 その他 ・都市計画の制限				

- 1 空き家の場合、間取り図、外観及び内観がわかる写真を添付してください(A4判)
- 2 空き地の場合、上記太枠を記入し、空き地の外観写真を添付してください(A4判)

空き家・空き地バンク物件登録台帳

物件 番号	申込者 氏名・連絡先	所在地	目的	希望価格	備考
1				円	
2				円	
3				円	
4				円	
5				円	
6				円	
7				円	
8				円	
9				円	
1 0				円	
1 1				円	
1 2				円	
1 3				Н	
1 4				円	
1 5				円	

 番
 号

 年
 月

 日

様

鳥栖市長

空き家・空き地バンク物件登録(未登録)通知書

年 月 日にあった空き家・空き地バンクの登録の申込みについて、空き家・空き地バンク物件登録台帳に(登録しました・未登録となりました)ので、鳥栖市空き家・空き地バンク実施要綱第3条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

- 1 登録番号
- 2 所 在 地 鳥栖市
- 3 目 的
- 4 登録期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 未登録となった理由

鳥栖市長様

 登録者
 住
 所

 氏
 名

空き家・空き地バンク登録物件変更届

空き家・空き地バンクへの登録内容については、下記のとおり変更したので、鳥栖市空き家・空き地バンク実施要綱第4条の規定により届け出ます。

- 1 登録番号
- 2 変更内容
- 3 変更理由

鳥栖市長様

登録者住所氏名

空き家・空き地バンク登録物件抹消届

空き家・空き地バンクへの登録については、下記のとおり抹消したいので、鳥栖市空き家・空き地バンク実施要綱第5条第2項の規定により届け出ます。

- 1 登録番号
- 2 抹消理由

番号年月日

様

鳥栖市長

空き家・空き地バンク登録物件抹消通知書

空き家・空き地バンクへの登録については、下記のとおり抹消しましたので、鳥栖市空き家・空き地バンク実施要綱第5条第3項の規定により通知します。

- 1 登録番号
- 2 理 由

鳥栖市長 様

申込者住所氏名電話

空き家・空き地バンク利用希望者登録申込書

空き家・空き地バンクの利用により、空き家及び空き地の売買、賃借等を希望するので、 鳥栖市空き家・空き地バンク実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

また、空き家・空き地バンク利用希望者登録に係る私の個人情報を空き家・空き地バンクへの物件登録者、物件登録者が仲介を依頼する仲介業者等へ提供することに同意します。

1 空き家・空き地バンクに既に登録されている物件を希望する場合

利用の目的	□住み替え(居住)	□鳥栖市への移住定住(居住)	□二地域居住
	□その他()
希望物件番号			
添付書類	□誓約書(別紙1)		

※既に登録されている物件以外の物件の利用を希望される方は、裏面をご記入ください。

2 自身の利用希望に関する情報を登録する場合

利用の目的	□住み替え(居住) □鳥栖市への移住定住(居住) □二地域居住	•			
	□その他()			
希望地区					
	□売買()円				
希望契約価格	□賃貸(月)円				
	□特になし				
	□広さ() m ² □間取等()			
希望条件	□立地・環境()			
布	□その他()			
	□特になし				
	□電話()			
連絡方法	□FAX ()			
	□E-mail ()			
	・希望する物件情報の鳥栖市ホームページへの掲載について				
情報配信等	□掲載を希望する □掲載を希望しない				
	・希望する物件情報の条件に合致する所有者への情報配信について				
	□配信を希望する □配信を希望しない				
	・希望する物件情報の不動産業者への情報配信について				
	□配信を希望する □配信を希望しない				
	※利用希望者の氏名、連絡先は、掲載及び配信をしません。				

- ※ 空き家・空き地バンク利用希望者登録申込書に記載されている個人情報は、本事業以 外に利用しません。
- ※ 空き家・空き地バンクで提供する情報については、利用希望者の申し出に基づき作成 しております。物件登録者と利用希望者をお引き合わせしますが、その後の契約につい ては、一切の責任を負いません。

鳥 栖 市 長 様

申込者 住 所

氏 名

電 話 ()

誓 約 書

私は空き家・空き地バンク利用希望者情報登録の申し込みに当たり、下記の誓約事項に 相違ないことを誓約します。

また、下記の誓約事項の確認のため必要な場合には、鳥栖警察署に照会することを 承諾し、この照会で確認された情報は、今後、私が鳥栖市と行う他の契約等における 身分確認に利用することに同意します。

記

【 誓約事項 】

- 1 私は、希望する物件の売却及び賃貸に関する契約等で紛争が生じた場合、責任をもって解決し、市に対して一切の損害を与えません。
- 2 私又は私の親族等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的 をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対する資金等の提供、便宜の供与その他直接的又は積極的な暴力団の維持運営への協力又は関与を行う者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - (8) 前各号に掲げる者が、経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

空き家・空き地バンク利用希望者登録台帳

登録番号	申込者 氏名・連絡先	希望地区	希望 契約 形態	希望 価格	希望条件	利用目的	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
1 0							
1 1							
1 2							
1 3							
1 4							
1 5							

 番
 号

 年
 月

 日

様

鳥栖市長

空き家・空き地バンク利用希望者登録(未登録)通知書

年 月 日にあった空き家・空き地バンク利用希望者情報登録の申込みについては、空き家・空き地バンク利用希望者登録台帳に登録しましたので、鳥栖市空き家・空き地バンク実施要綱第6条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

- 1 登録番号
- 2 申 込 者
- 3 目 的
- 4 登録期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 未登録となった理由

鳥栖市長様

登録者住所氏名

空き家・空き地バンク利用希望者登録変更届

空き家・空き地バンク利用希望者登録台帳への登録内容については、下記のとおり変更 したので、鳥栖市空き家・空き地バンク実施要綱第7条の規定により届け出ます。

- 1 登録番号
- 2 変更内容
- 3 変更理由

鳥栖市長様

登録者住所氏名

空き家・空き地バンク利用希望者登録抹消届

空き家・空き地バンクへの登録については、下記のとおり抹消したいので、鳥栖市空き家・空き地バンク実施要綱第8条第2項の規定により届け出ます。

- 1 登録番号
- 2 抹消理由

 番
 号

 年
 月

 日

様

鳥栖市長

空き家・空き地バンク利用希望者登録抹消通知書

空き家・空き地バンク利用希望者等台帳の登録については、下記のとおり抹消しましたので、鳥栖市空き家・空き地バンク実施要綱第8条第3項の規定により通知します。

- 1 登録番号
- 2 理 由